八間堀川排水機場の運転停止に関する規定について

操作規則
第２章　第３条　八
　所長は、機場のポンプを運転している場合において、鬼怒川水位が９．３６メートルを超え、さらに上昇するおそれのあるときは、機場のポンプの運転を停止すること。

※鬼怒川水位 9.36m は、Y.P.基準の標高に換算すると Y.P.17.36m に相当する。

担当　国土交通省　水管理・国土保全局
河川環境課　企画専門官　時岡
TEL　03-5253-8111（35462）